

国立研究開発法人国立環境研究所の法人文書に係る情報開示規程

平成14年10月1日 平14規程第72号
令和3年3月24日 一部改正

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）に定める法人文書の開示等について、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）における事務の実施に必要な事項を定め、もって研究所の法人文書に係る情報開示の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

(情報公開の基本方針)

第2条 法に基づく法人文書の開示については、総務部総務課に「情報開示請求窓口」（以下「総務課窓口」という。）を設置し、企画部、連携推進部、環境情報部、監査室、領域、気候変動適応センター及び福島地域協働研究拠点並びに総務部の課（以下「ユニット等」という。）の協力を得つつ、関連する事務を円滑に行う。

2 環境保全に関する調査研究の実施及び情報の提供等の業務を担う研究所として、法第22条に規定する情報提供についても、今後さらに積極的に行う。

第2章 情報開示事務の手順等

(問合せへの対応等)

第3条 法人文書の開示請求に関する問合せは、総務課窓口で受け付ける。

- 2 電話による照会、来訪者の相談については、総務課窓口がその要望事項に関する課室及びユニット等の協力を得て応対し、要望内容等の確認を行う。
- 3 照会・相談者の要望が法人文書の開示請求であることが確認された場合には、総務課窓口は、法人文書開示請求の手続等を紹介する。
- 4 照会・相談者の要望内容が研究所の公表資料に掲載され、かつ、その要望が当該資料の提供で満たされる場合には、総務課窓口又はユニット等は、法第22条の情報提供として取り扱うことができる。

(開示請求に係る事務)

第4条 法人文書開示請求書が提出された場合は、総務課窓口が、必要事項の記載がなされているかどうか、所定の開示請求手数料が納付されているかどうかを確認のうえ受理し、請求内容事項を担当するユニット等に配布する。

- 2 研究所は、請求対象文書を特定し、開示の可否を判断する。開示の可否の判断は、別に定める審査基準（国立研究開発法人国立環境研究所の法人文書に係る開示決定等の審査基準）による。
- 3 研究所は、所内決裁により開示又は不開示の決定を行い、原則として30日以内に、請求者に開示又は不開示の決定通知を行う。
- 4 総務課窓口は、以上の事務の進行管理及び請求者との連絡に関する事務を行う。

(開示の実施)

第5条 法人文書の開示は、別表の左覧に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる方法により行う。

第3章 開示請求等に係る様式、手数料等

(開示請求等に係る書面の様式)

第6条 研究所の法人文書の開示請求及び開示の実施に関して必要な書面の様式（標準例）は、次による。

- (1)法人文書開示請求書 様式第1号
- (2)法人文書開示決定通知書 様式第2号
- (3)法人文書不開示決定通知書 様式第3号
- (4)法人文書の開示の実施方法等申出書 様式第4号
- (5)法人文書の更なる開示の申出書 様式第5号
- (6)開示実施手数料の減額（免除）申請書 様式第6号
- (7)開示実施手数料の減額（免除）決定通知書 様式第7号
- (8)開示実施手数料の減額（免除）をしない旨の決定通知書 様式第8号

(開示請求等に係る手数料)

第7条 研究所に対する法人文書の開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）の額は、開示請求に係る法人文書1件につき、300円とする。この場合において、同一の文書ファイルにまとめられている等相互に密接な関連を有する複数の文書の開示請求が一の開示請求書によって行われたときは、当該複数の文書を1件の法人文書とみなす。

- 2 法人文書の開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）の額は、別表の左覧に掲げる法人文書の種別ごとに同表の中欄に掲げる開示の実施方法に応じ、同表の右欄に定める額（複数の実施方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下「基本額」という。）とする。ただし、基本額が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるときは当該基本額から300円を減じた額とする。
- 3 開示請求手数料及び開示実施手数料は、現金、現金書留又は郵便為替により納付しなければならない。
- 4 法人文書の開示を受ける者は、開示請求手数料及び開示実施手数料のほか、郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

(手数料の減免)

第8条 研究所は、法人文書の開示を受ける者が経済的理由により開示実施手数料を納付することが困難であると認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

- 2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法人文書の開示の実施方法等申出書を提出する際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した開示実施手数料の減額（免除）申請書を提出しなければならない。この申請書には、申請人が生活保護法による扶助を受けていることを理由とする場合にあつ

ては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

- 3 第1項の規定によるものほか、研究所は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施方法により一般に公開することが適当であると認めるときは、当該開示の実施方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。
- 4 研究所は、第1項又は前項の規定により当該実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除するときは、当該開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者又は当該開示請求者にその旨通知するものとする。なお、第2項の申請に対して、当該開示実施手数料の減額又は免除を認めない場合は、申請者にその旨通知するものとする。

第3章 その他

(法の準拠)

第9条 法人文書の開示請求に係る事案の移送、開示決定等に対する審査請求その他この規程で特に定めていない事項に関しては、法の定めるところによる。

(情報提供の推進)

第10条 環境保全に関する調査研究の実施及び情報の提供等が研究所の主要業務であること、法第22条により独立行政法人の情報提供が求められていること等を踏まえ、研究所の研究活動等に関する情報については、ホームページ等を通じ、積極的に国民への提供に努める。

附 則

- 1 この規程は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この規程については、情報開示事務の実施状況等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

改正附則（平成18年3月31日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

改正附則（平成23年3月31日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

改正附則（平成27年4月1日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

改正附則（平成28年3月31日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

改正附則（平成28年12月21日）

この規程は、平成28年12月21日から施行する。

改正附則（令和3年3月24日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表

法人文書の種類	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもののが閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円（A2判については40円、A1判については80円）
	二 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2判については140円、A1判については180円）
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円）に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をFDに複写したものの交付	FD1枚につき50円に当該文書又は図面1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したもののが交付	CD-R1枚につき100円に当該文書又は図面1枚ごとに10円を加えた額
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円（A3判については140円、A2判については370円、A1判については690円）
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円）
4 スライド（9の項に該当するものを除く。）	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1,300円）
5 録音テープ（9の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円

6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに複写したもの交付	1巻につき580円
7 電磁的記録（5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。）	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルごとにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ FDに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ CD-Rに複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ト DVD-Rに複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	ロ ビデオカセットテープに複写したもの交付	6,800円（16ミリメートル映画フィルムについては13,000円、35ミリメートル映画フィルムについては10,100円）に記録時間10分までごとに2,750円（16ミリメートル映画フィルムについては3,200円、35ミリメートル映画フィルムについては2,650円）を加えた額
9 スライド及び録音テープ（スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合におけるものに限る。）	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき680円
	ロ ビデオカセットテープに複写したもの交付	5,200円（スライド20枚を超える場合にあっては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額）
備 考	1の項ハ、ニ、2の項ハ又は7の項ハ、ニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。	

様式第1号

令和 年 月 日

法人文書開示請求書

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

(ふりがな)

氏名又は名称：(法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所：(法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地)

〒 _____ TEL ()

(ふりがな)

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

TEL ()

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示を請求します。

記

1 請求する法人文書の名称等

(文書の名称、内容等を、できるだけ具体的に記載してください。)

2 希望する開示の実施方法

(開示の実施方法は、開示決定の後に正式に決めていただきますが、事務処理の参考のため、できましたら現時点での希望される開示の方法を記載してください。)

ア 本部（つくば市）又は福島地域協働研究拠点（福島県三春町）で開示を受けたい。

開示の方法： 1 閲覧 2 写しの交付 3 その他 ()

イ 写しを送付（郵送）してほしい。

3 開示請求手数料の納付

納付額： 円 (1件300円)

納付の方法： 1 現金 2 現金書留 3 郵便為替

* 研究所の確認欄 (受領印)

「法人文書開示請求書」（裏面）

<記載に当たっての注意事項>

1 「氏名又は名称」「住所又は居所」

個人で開示請求をする場合は、あなたの氏名、住所又は居所及び電話番号を、法人その他の団体の場合にあっては、その団体名と代表者の氏名、所在地及び電話番号を記載してください。

ここに記載された住所及び氏名・団体名により、開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記入願います。

なお、「連絡先」欄には、「氏名又は名称」欄に記載された本人に代わって連絡を受ける連絡担当者がいる場合に限り、その方の氏名、住所及び電話番号を記載してください。

2 「請求する法人文書の名称等」

開示を請求する法人文書が特定されるよう、文書の名称やお知りになりたい情報の内容等を、できる限り具体的に記載してください。

3 「希望する開示の実施方法」

開示の実施方法等については、開示決定後に改めて「法人文書の開示の実施方法等申出書」により選択していただきますが、事務の参考のため、現時点においてご希望の開示の実施方法がありましたら、その内容を記載してください。

なお、本欄の記載は任意であり、この記載がなくても法人文書の開示請求は受け付けられます。

<開示請求手数料の納付>

開示請求を行う場合には、法人文書1件につき、300円の開示請求手数料の納付が必要です。

開示請求手数料は、法人文書開示請求書の提出と同時に、現金、現金書留又は郵便為替のいずれかで納付してください。

<お問い合わせ先>

国立環境研究所・総務課「情報開示請求窓口」

住所：〒305-8506 茨城県つくば市小野川16番地2

電話：029（850）2025

様式第2号

国環研第 号
年 月 日

法人文書開示決定通知書

———
(開示請求者)

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 印

年 月 日付けの法人文書開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する法人文書の名称

2 不開示とした部分とその理由

注) この決定に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立研究開発法人国立環境研究所理事長に対して審査請求することができます(なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施方法、手数料

法人文書の種類・数量	開示の実施方法	開示に係る手数料基本額の算定 (左の文書全体について開示を受けた場合の基本額)	開示実施手数料 (基本額-開示請求手数料円)
	1		
	2		

(2) 開示を実施することができる時期等

a 研究所での開示を希望される場合の対応可能な日時、場所

年 月 日～ 月 日の間 (平日のみ) 、午前 時～午後 時

場所:

b 写しの送付を希望される場合の準備日数、郵送料

実施方法の申出から 日、郵送料 円 (見込額)

*裏面の説明もご覧の上、「法人文書の開示の実施方法等申出書」を提出してください。

お問い合わせ先: 国立環境研究所・総務課「情報開示請求窓口」

電話 029 (850) 2025

(本件担当課室・ユニット :

)

「法人文書開示決定通知書」（裏面）

開示の実施方法については、この通知書を受け取った日から 30 日以内に、同封した「法人文書の開示の実施方法等申出書」により、所定の開示実施手数料を添えて、国立環境研究所・総務課の情報開示請求窓口あて申出を行ってください。

1 「開示の実施方法」の選択について

開示の実施方法は、通知書の3(1)の「開示の実施方法」欄に記載されている方法の中から、自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。

一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます。ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「法人文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。

2 「開示文書の閲覧・交付を受ける場所等」の選択について

1で選択された方法による法人文書の開示を、研究所に直接来所してお受けになるか、又は写しの送付（郵送）をお受けになるか、選択してください。

研究所での開示実施を希望される場合は、開示の準備を行う必要がありますので、希望日の3日前には申出書が届くようにしてください。また、開示の当日、開示決定通知書をご持参ください。

写しの送付（郵送）を希望される場合は、開示実施手数料のほかに、郵送料（郵便切手）が必要になります。

3 開示実施手数料の算定等について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

（例）150頁ある法人文書を閲覧する場合：

100枚（頁）までごとに100円 → 基本額 200円 → 手数料は無料

150頁ある法人文書の写しの交付を受ける場合：

1枚（頁）につき20円 → 基本額 3,000円 → 手数料は2,700円

150頁ある法人文書のうち100頁を閲覧し、10頁につき写しの交付を受ける（残りの40頁は開示を受けない）場合：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 300円 → 手数料は無料

(2) 手数料の納付

開示実施手数料は、「法人文書の開示の実施方法等申出書」と一緒に、必要額を現金書留又は郵便為替で納付してください。研究所に直接来所して開示をお受けになる場合は、その際に、現金で納付いただいても結構です。

(3) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的理由により手数料を納付することが困難と認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

※開示の実施方法、開示実施手数料の算定・納付方法等について不明な点等は、

国立環境研究所の情報開示請求窓口 Tel：029（850）2025にお問い合わせください。

様式第3号

国環研第 号
年 月 日

法人文書不開示決定通知書

様

(開示請求者)

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 印

年 月 日付けの法人文書の開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した法人文書の名称

2 不開示とした理由

注) この決定に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、国立研究開発法人国立環境研究所理事長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

3 お問い合わせ先

国立環境研究所・総務課「情報開示請求窓口」

電話： 029（850）2025

(本件担当課室・ユニット：)

様式第4号

令和 年 月 日

法人文書の開示の実施方法等申出書

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 法人文書開示決定通知書の番号等

日付：令和 年 月 日 文書番号：国環研第 号

2 求める開示の実施方法

(1) 開示の実施方法（下表から選択し、○印を付してください。）

法人文書の名称	種類・量	実施の方法	
		1	1 全部 2 一部 ()
		2	1 全部 2 一部 ()

(2) 開示文書の閲覧・交付を受ける場所等

a 本部（つくば市）・福島地域協働研究拠点（福島県三春町）での開示実施を希望する（どちらかに○を付してください。）

→ 希望日：令和 年 月 日() 午前・午後 時頃

b 写しの送付（郵送）を希望する

→ 同封する郵便切手の額： 円

3 開示実施手数料の納付

納付額： 円

算定方法：

納付の方法： 1 現金 2 現金書留 3 郵便為替

* 研究所の確認欄 (受領印)

様式第5号

年 月 日

法人文書の更なる開示の申出書

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第5項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 更なる開示を求める法人文書の名称

2 開示決定通知書の日付及び文書番号

日 付 : 年 月 日 文書番号 : 国環研第 号

3 最初に開示を受けた日

年 月 日

4 更なる開示の実施の方法等

(研究所での開示実施を受ける場合は、その希望日。写しの送付を希望する場合は、その旨も)

※法人文書の同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施の方法を受けることはできません。

5 開示実施手数料の納付

納付額 : 円

算定方法 :

納付の方法 : 1 現金 2 現金書留 3 郵便為替

* 研究所の確認欄 (受領印)

様式第6号

年 月 日

開示実施手数料の減額（免除）申請書

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり、法人文書の開示実施手数料の減額（免除）を申請します。

記

1 開示決定のあった法人文書の名称等

(開示決定通知書の日付・番号： 年 月 日付け 国環研第 号)

2 減額（免除）を求める額

3 減額（免除）を求める理由

i 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第 号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付することが困難であるため

ii その他：

注) i 又は ii のいずれかに○印を付してください。

i の場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

ii の場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

様式第7号

国環研第 号
年 月 日

開示実施手数料の減額（免除）決定通知書

様

(開示請求者)

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 印

年 月 日付けで請求のありました開示実施手数料の減額（免除）申請について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり、減額（免除）することとしましたので通知します。

記

1 対象となる法人文書の名称とその開示の実施方法

法人文書の名称:

開示の実施方法:

2 開示実施手数料を減額（免除）する額

お問い合わせ先

国立環境研究所・総務課「情報開示請求窓口」

電話： 029（850）2025

（本件担当課室・ユニット： ）

様式第8号

国環研第 号
年 月 日

開示実施手数料の減額（免除）をしない旨の決定通知書

様

(開示請求者)

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 印

年 月 日付けの開示実施手数料の減額（免除）申請については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に規定する減額（免除）理由に該当しませんので通知します。

記

1 対象となる法人文書と、その開示の実施方法

法人文書の名称:

開示の実施方法:

2 減額（免除）を求める開示実施手数料の額

3 減額（免除）が認められない理由等

注1) 開示の実施を受ける場合には、上記2の開示実施手数料の追納が必要です。

注2) この決定に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、国立研究開発法人国立環境研究所理事長に対して審査請求することができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

お問い合わせ先

国立環境研究所・総務課「情報開示請求窓口」

電 話： 029（850）2025

（本件担当課室・ユニット： ）